

道の駅まえばし赤城の設置及び管理に関する条例の改正について（議案第  
141号）

観光政策課

1 改正の理由

地域交流施設の利用実態を踏まえ、当該施設を営利目的で利用する場合の使用料を見直す。

2 主な内容

地域交流施設（多目的室1、多目的室2及び調理室）を営利目的で利用する場合は、基本使用料に加え、売上高の30パーセントの額を加算使用料として徴収することとする。

3 施行期日

令和8年4月1日